

許可番号 05400052901

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市青葉区二日町2番27号

氏 名 仙台環境開発株式会社

[法人にあっては名称
及び代表者の氏名]

代表取締役 奥山 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを示す
第 14 条 の 2 第 1 項

仙台市長 奥山 恵美子



許 可 の 年 月 日 平成 22 年 3 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 25 年 3 月 9 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないもの (以上、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)

積替え又は保管は行わない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限り。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10年 3月 10日 新規許可

平成 12年 1月 14日 変更許可 (廃油、紙くず、木くず、繊維くず、自動車等破砕物の追加)

平成 12年 4月 18日 変更許可 (燃え殻の追加)

平成 15年 1月 17日 事業の一部廃止 (廃油の廃止)

平成 15年 2月 13日 変更許可 (汚泥、鋳さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないものの追加)

平成 15年 3月 10日 更新許可

(裏面に続く)

平成 18年	9月 8日	変更許可	(廃油、廃酸、廃アルカリの追加)
平成 20年	4月 25日	更新許可	
平成 20年	8月 15日	変更許可	(産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないものに汚泥を追加)
平成 22年	3月 19日	変更許可	(汚泥、産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないものの品目限定解除)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

複写無効